

第23回福島家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成26年11月13日（木）午後1時30分～午後3時30分

第2 場所

福島地方・家庭裁判所5階 第1会議室

第3 出席者

1 委員

伊藤恵美，小川直人，坪井有子，橋本泉，長谷川珠子，堀内明（委員長），
渡辺和子（五十音順，敬称略）

2 説明者

川井事務局長，河合首席家庭裁判所調査官，高橋首席書記官

3 係員

野中総務課長，山口総務課広報係長

第4 開会等

1 開会

2 委員長挨拶

第5 議事及び質疑応答の要旨（●委員長，○委員，□説明者）

1 福島家庭裁判所の現状と課題

□【家事審判事件の事件数の推移】

別表第二事件（遺産分割，養育費請求など，当事者が対立して争う性質の事件）については，平成10年ころまでは年間100件前後，以降は微増を続け，平成25年は237件となっている。

別表第一事件（相続放棄，後見開始など，家庭裁判所が国家の公権的な立場から関与する事件）は，平成10年から急激に増加している。これは，相続放棄などが増加したこともあるが，平成12年からの新しい成年後見制度により，後見等開始及びその関連事件が増加したことが要因である。また，関連する事

件として、主に親族後見人の事務の状況を監督するための後見等監督事件が激増している状況にある。

また、価値観の多様化、少子高齢化、国際化といった家庭をめぐる環境の変化等を反映し、特別養子縁組事件、後見関係事件、性別の取扱いの変更事件、離婚時年金分割事件、親権停止事件、国際的な子の返還関係事件などの事件類型が増加している。

【家事調停事件の事件数の推移】

別表第二事件については、全体として少しずつ増加している状況である。養育費の請求が全体の3分の1を占めているが、遺産分割及び婚姻費用の分担が増加傾向にある。平成23年に急激に減少しているのは、震災等の影響が考えられる。

別表第二以外の事件（離婚、離縁など）は、平成14年をピークに減少傾向にある。

【人事訴訟事件の事件数の推移】

離婚、認知などの裁判で、平成16年に地方裁判所から家庭裁判所に移管された。年によって増減はあるが、年間の新受件数は平均160件前後で推移している。

【少年保護事件の事件数の推移】

一般保護事件、道路交通保護事件ともに、全国的に減少傾向にある。平成23年以降更に大きく減少している。

【福島家庭裁判所の課題】

喫緊の課題としては、今後、更に増加が見込まれる後見等関係事件における対応が挙げられる。効率的かつ効果的な後見等監督事務を行うこと、続発する後見人等の不正行為への対応、不正等のリスクを回避するための方策をとることが重要である。

次に、調停事件における課題としては、平成25年に施行された家事事件手

続法において、より利用しやすくするための制度の充実・見直しが行われているところ、調停事件における紛争解決機能をどのように充実・強化させることができるかが現在の課題となっている。

最後に、震災関連事件に関する取組についてであるが、孤児となった未成年者に対する未成年後見事件において、専門職後見人の選任や後見制度支援信託の利用により、その保護を図っている。財産管理事件については、自治体による被災地復興事業を容易にするため、不動産の所有者又は相続人の所在が不明の場合における財産管理事件の手続を容易にするための態勢を整備している。ただし、現在のところ、申立ての急増が予想される事態には至っていない。

2 家庭裁判所の施設について

1の説明を踏まえ、家裁書記官室、手続案内室、少年審判廷、調停室、家事審判廷、面接室、児童室及び法廷を案内し、各室について説明した。

(1及び2について意見交換)

- 待合室が狭い。以前、DV事件の被害者の付き添いで裁判所に来たことがあったが、その際、他の事件の当事者と同じ待合室で待たされた。DVの被害者は精神的に不安定なので、他の事件の当事者が同じ待合室に入ってくると精神的負担が大きく、別の待合室を用意するなどの配慮が必要だと思う。
- DVの被害者の方については、配慮は可能な範囲でしているつもりであるが、配慮が足りなかった部分については、改善していきたい。
- 色々な施設を見せてもらい、限られたスペースの中でどのような工夫をしているのかが分かって参考になった。ただし、どの部屋も殺風景な印象だった。裁判所に来ただけで当事者の緊張感はかなり大きいと思うので、気持ちが和らぐよう工夫してはどうか。
- 当事者本人や証人を尋問する場合は、通常の法廷で、厳粛な雰囲気の下で審理しているが、それ以外の場合は、ラウンドテーブル法廷を利用し、利用者の緊張を和らげるような工夫もしているところである。今後、どこまで変えてい

けるか事件の内容等も踏まえて考えていきたい。

- 少年審判廷では、できるだけ和やかな雰囲気心を心がけている。事件によって、厳しいところも、寄り添うところも必要であり、どのようにメリハリをつけていくかは難しい。
- 自分は家事調停委員を務めているが、調停の際、当事者の方が緊張しているのは分かるので、より一層注意していきたい。また、DVの被害者の方に対しては、最も配慮をしているところであり、調停委員が部屋を行き来するなどしている。今後も気を付けていきたい。
- 報道関係者は、例えば少年審判のように法廷以外で行われている家裁の事件について、どのような場所で行われているかというイメージがないので、実際に報道に携わる記者に対して、今回のように事件関係室を見学させてイメージを持ってもらうことはどうか。そのような機会をもって、家裁について広報していくことが必要だと思った。
- 前向きに検討したい。
- 家裁は、世間の耳目を引くような事件はそれほど多くはないが、社会現象を静かに反映している。そういったところを理解してもらい、誤解のないように運用できるようにしていくことが大切だと思う。
- 事件数の増加や事件が複雑困難化している中で、管内の支部では、人員や施設の面で困っているのではないか。
- 国の財政状況が逼迫している中、人員を増やすのはなかなか難しい。福島地家裁においては、各職場の事件動向等を考慮し、家裁内部では、事件数の減少している少年事件担当の人員を事件数が増加している審判事件担当の人員にシフトしたり、地裁や簡裁との関係では、地裁・簡裁の中で比較的新受件数の落ち着いている部署から家裁へ人員をシフトする等して、限られた人員を有効に活用している。平成24年以降でみると、福島地家裁管内では、書記官を10名弱程度家裁にシフトしている。裁判官については、本庁支部共に地裁、家裁

を兼務することが多いことから、単純に家裁の裁判官の増減ということとは言えない。調停委員の不足の問題は生じていない。

老朽化した施設については、できる限り改修等を行いたいと考えているが、予算的な問題もある。施設を改修できない場合でも、家庭裁判所は特に当事者のプライバシーについて配慮を求められていることから、現状の設備の中で、来庁者の動線や案内する部屋について運用上の工夫をすることでプライバシーに配慮している。

- 現在、調査官の調査が入る事件は、子どもの問題があるものが多いのか。
- 調査官は数が限られており、最も大事な子どもの問題と、調停の中でも行き詰まっている事件について関与し、限られた力を有効に活用している。

第6 次回（第24回）開催について

1 日時

平成27年6月4日（木）午後1時30分とすることで了承された。

2 テーマ

- (1) 家庭裁判所の広報について
- (2) （追って定める。）

第7 閉会

以上